

別表

<p>1 大学院に入学できる者 （学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号。以下「法」という。）第 102 条第 1 項、学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号。以下「規則」という。）第 155 条第 1 項）</p>	
	<p>(1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了（見込み）の者 （規則第 155 条第 1 項第 2 号）</p>
	<p>(2) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了（見込み）の者 （規則第 155 条第 1 項第 3 号）</p>
	<p>(3) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了（見込み）の者 （規則第 155 条第 1 項第 4 号）</p>
	<p>(4) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって規則第 155 条第 1 項第 4 号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者 （規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）</p>
	<p>(5) 法による専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了（見込み）の者 （規則第 155 条第 1 項第 5 号）</p>
	<p>(6) 文部科学大臣の指定した者 （規則第 155 条第 1 項第 6 号、昭和 28 年文部省告示第 5 号（以下、「告示」という。）） <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省設置法による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業（見込み）の者 ・独立行政法人水産大学校法による水産大学校を卒業（見込み）の者 ・国土交通省組織令による海上保安大学校を卒業（見込み）の者 ・職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了（見込み）の者 ・国土交通省組織令による気象大学校の大学部を卒業（見込み）の者 </p>
<p>2 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学したことがある者 （規則第 155 条第 1 項第 7 号） （いわゆる飛び入学者）</p>	
<p>3 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学位を授与される者（法第 104 条第 7 項）</p>	
	<p>(1) 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学位を授与された者</p>

	(2) 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき特別の規定があるものに置かれる課程で、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が大学に相当する教育を行うと認める課程を修了（見込み）の者
4	その他人事委員会が大学卒業に相当する学力を有すると認める者